

毎週火、金曜日発行（但休日につき）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 漁港関係事業補助要綱の一部改正
指定医療機関の辞退
医療機関の指定
- ◇告示 昭和三十五年度第二次二等陸、海、空土募集
試験
施 昭和三十五年度林業改良指導員資格試験の実

告示

鳥取県告示第三百五十二号

鳥取県補助金等交付規則に基づく漁港関係事業補助要綱（昭和三十四年十月鳥取県告示第五百五十三号）の一部を次のように改正する。

昭和三十五年七月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二中第四号を第五号とし、第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 漁港修築事業 漁港法第三条に規定する漁港施設のうち、基本施設、輸送施設若しくは漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の新設又は改修の事業であつて、農林大臣が認めるものをいう。

第三 第二号の次に次の一号を加える。

三 漁港修築事業 当該事業費の十分の一以内

第六 第二号の次に次の一号を加える。

三 漁港修築事業

1 工事の変更で次の一に該当しないもの

(イ) 雑工事以外の工種の追加又は廃止

(ロ) 雑工事の追加又は廃止でこれに要する経費の額が十万円をこえるもの

(ハ) 工種ごとの工事の施行区域若しくは場所又は

計画法線若しくは標準構造の変更

(一) 工種の細目ごとの工事の数量の増減(基礎工の細目の工事の数量の増減を除く。)で当該数量の百分の二十をこえるもの

(二) 工種の細目ごとの工事の実施工法の変更で、これにより当該工事に要する経費の額が増加し、又は当該工事の数量が増減するもの

2 漁港修築事業に要する経費の額の増減で次の一に該当せず、かつ、これにより漁港修築事業に要する経費の総額が増加しないもの

(イ) 費目の追加又は廃止による経費の増減

(ロ) 本工事費の額の減少

(ハ) 工種ごとの工事に要する経費の額の増加で手戻り工事によるもの又は工種ごとの工事に要する経費の額の増減で当該経費の額の百分の二十に相当する金額若しくは百万円のいづれかをこえるもの

(ニ) 用地費若しくは補償費の額の増加又はこれらの経費の額の減少で当該経費の額の百分の二十

に相当する金額をこえるもの

(四) 工事雑費又は事務費の額の増加

(五) 本工事費、用地費、補償費、工事雑費及び事務費以外の費目の経費の額の増減で当該経費の額の百分の二十に相当する金額又は十万円をいづれかをこえるもの

3 修築工事設計書に記載された工事単価の変更で当該単価の額の百分の十に相当する金額をこえないもの

附 則

この要綱は、昭和三十五年度分の補助金から適用する。

鳥取県告示第三百五十三号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつた。

昭和三十五年七月十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日 名 称 所 在 地

昭和三十五年 山 田 医 院 八頭郡河原町大字河原五月二十五日

鳥取県告示第三百五十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十五年七月十二日

指定年月日	名 称	所 在 地	管轄保健所
昭和三十五年六月六日	山田医院	八頭郡那家町大字米岡	那家保健所
	鳥取県知事	石 破 二 朗	

鳥取県告示第三百五十五号

昭和三十五年度第二次二等陸、海、空土募集の試験の日時及び場所を次のとおり定める。

昭和三十五年七月十二日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 普通試験場

(日時)	(場所)
昭和三十五年七月二十五日 午前八時三十分から	鳥取市東町 鳥取県立鳥取西高等学校
二十六日	倉吉市堺町 倉吉市堺町
二十八日	日野郡日野町根雨 鳥取県立倉吉東高等学校
二十九日	米子市両三柳 根雨小学校
二 特設試験場	陸上自衛隊米子駐とん部隊
(日時)	(場所)
昭和三十五年七月二十三日	境港市明治町 境公民館

(注) 特設試験場では、筆記試験のみを行ない、これに合格した者はその場で発表し、後日行なわれる普通試験場で身体検査及び口述試験を受けるものとす。 (試験場の選扱は、受験者の自由)

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号）第二条の規定により、昭和三十一年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

昭和三十五年七月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 受額資格

（一）学校教育法による大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学若しくは旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校において、林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は旧実業専門学校卒業程度検定規程（昭和十六年文部省令第五十四号）、専門学校卒業程度検定規程（昭和十八年文部省令第四十六号）、旧実業学校教員検定に関する規程（大正十一年文部省令第四号）若しくは旧中学校、高等女学校教員検定規程（明治四十一年文部省令第三十二号）により林業に関する

る学科目の検定に合格した者

（二）学校教育法による高等学校、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校、旧実業学校令（明治三十二年勅令第二十九号）による実業学校、旧高等女学校令（明治三十二年勅令第三十一号）による高等女学校若しくは旧中学校令（明治三十二年勅令第二十八号）による中学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）、旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）若しくは旧実業学校卒業程度検定規程（大正十四年文部省令第三十号）による検定に合格した者で、卒業又は検定合格後、当該試験の実施期日までに、次のイ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が三年以上に達するもの

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学校、旧中等学校令による中等学校その他

れらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

ロ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導奨励

（三）前二号に規定するほか、前号イ若しくはロの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が八年以上に達するもの

（四）前三号に掲げる者と同等又はそれ以上の学識経験を有すると知事が認められたもの

（注）受験資格（四）により認定を受けようとする者は、受験資格認定申請書（別記第一号様式）に次の書類を添え、昭和三十五年八月三日までに知事に提出すること。

（一）履歴書（別記第三号様式）

（二）最終学校卒業証明書

二 試験実施方法

（一）受験願書の受付期間

昭和三十五年七月二十一日から昭和三十五年八月五日まで（最終日の消印があるものは有効）

（一）受験願書の受付場所

鳥取市東町 鳥取県農林部林務課

（二）試験の期日

昭和三十五年八月二十日 午後一時三十分から

昭和三十五年八月二十一日 午前九時から

（三）試験の場所

鳥取市西町 鳥取家政高等学校校舎

（四）試験の項目

1 試験は、筆記試験と口述試験に分けて行なう。

2 筆記試験は、学校教育法（昭和二十三年法律第二十六号）による大学の卒業程度の林業技術及び林業常識について行なう。

3 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行なう。

三 出願書類

（一）受験願書（別記第二号様式）

- (一) 履歴書 (別記第三号様式)
- (二) 最終学校卒業証明書、検定合格証明書又は受験資格認定書
- (三) 受験資格を有する者である職歴証明書 (別記第四号様式)
- (四) 写真 (最近六ヶ月以内に撮影した正面、上半身無帽の手札で無台紙のもの、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。)
- (五) 受験手数料
- (六) 受験願書に二百円の鳥取県収入証紙をはりつける。
- (七) 既納の手数料は還付しない。
- (八) 合格者の公表
- (九) 試験実施後一月以内に試験合格者の氏名を県公報により公表するとともに合格者に通知し、合格証書を交付する。
- (十) その他の
- (十一) 試験に関し不正行為があつた場合は、試験を停止し又はその合格を無効とする。
- (十二) 試験に関する詳細については、鳥取県農林部林務課又はもよりの山林事務所参照のこと。なお、郵便で照会の場合は返送料を同封すること。

別記第一号様式 (日本標準規格B5)

受験資格認定申請書

本籍 殿 氏 (ふりがな) 年 月 日生 名

現住所 殿 氏 (ふりがな) 年 月 日生 名

鳥取県知事 殿 氏 (ふりがな) 年 月 日生 名

別記第二号様式 (日本標準規格B5)

受験願書

紙付収入証紙 殿 氏 (ふりがな) 年 月 日生 名

現住所 殿 氏 (ふりがな) 年 月 日生 名

鳥取県知事 殿 氏 (ふりがな) 年 月 日生 名

別記第三号様式

本籍 殿 氏 (ふりがな) 年 月 日生 名

現住所 殿 氏 (ふりがな) 年 月 日生 名

卒業年次	学校名及び専攻科目	所在地
年 月 年 月		

職歴	職務期間	勤務場所	職名	業務内容
至 至	至 至			
年 年	年 年			
月 月	月 月			
日 日	日 日			

賞罰 右 氏 名

右のとおり相違ありません。

別記第四号様式

職歴証明書

職名 殿 氏 (ふりがな) 年 月 日生 名

一、試験研究に従事した期間及び勤務場所

一、教育に従事した期間及び勤務場所

一、普及指導奨励又は実務に従事した期間及び勤務場所

右相違ないことを証明する。

年 月 日 所属長職名 殿 氏 名